

再生可能エネルギー等施設の設置に関する
手続情報〔許認可等手続情報〕

令和3年2月

1. 土地取引等に関するもの

1-1 一定面積以上の土地の売買後の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	一定面積以上の土地の売買後の届出 (国土利用計画法)
許認可等窓口	地域振興部 土地対策室 電話 095-895-2041
手続の内容	<p>一定規模(市街化区域 2,000 m²、その他の都市計画区域 5,000 m²、都市計画区域以外の区域 10,000 m²)以上の土地について「土地売買等の契約」を締結した場合、土地の取得者が契約の日から2週間以内に「利用目的」と取引価格等を知事に届け出ることが必要となっています。(事後届出制度)</p> <p>知事は「利用目的」を審査し、その内容が著しく適正を欠くと認められるときは、「土地利用審査会」の意見を聴いて土地の利用目的について必要な変更をすべきことを「勧告」することができます。</p>

1-2 森林の土地の所有者届出制度

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	森林の土地の所有者届出制度 (森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項)
許認可等窓口	市町林業担当課
手続の内容	<p>平成 24 年 4 月以降、個人法人を問わず、地域森林計画対象森林の土地を取得した方は、面積の大小を問わず、土地の所有者となった日から 90 日以内に取得した土地の所在する市町の長に届出書を提出しなければならない(国土利用計画法に基づく土地売買後の届出を提出する場合を除く)。</p>

2. 土地造成・土地利用に関するもの

2-1 都市計画区域における開発行為の許可、市街化調整区域における建築許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	都市計画区域における開発行為の許可、市街化調整区域における建築許可 (都市計画法第 29 条第 1 項、第 43 条第 1 項)
許認可等窓口	土木部 都市政策課 宅地指導班 (以下の3市を除く市町の区域) 電話 095-894-3094 ・長崎市内 … 長崎市 建設局 建築部 建築指導課 電話 095-829-1174 ・佐世保市内… 佐世保市 都市整備部 建築指導課 電話 0956-25-9629 ・諫早市内 … 諫早市 建設部 開発支援課 電話 0957-22-1500
手続の内容	<p>主として建築物の建築を目的とする開発行為又は危険物の貯蔵又は処理に供する工作物(電気事業法に規定する電気事業の用に供する電気工作物に該当するもの及びガス事業法に規定するガス工作物等に該当するもの等公益上必要な工作物を除く。)等周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがあるものの建設等を目的とする開発行為は、法第 29 条第 1 項の規定による知事等(※1)の開発許可を受ける必要がある。また、前記の許可を受ける必要がない場合であっても、市街化調整区域においては、一部の建築物等を除き、法第 43 条第 1 項の規定による知事等(※1)の許可を受ける必要がある。</p> <p>《留意点等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本手続は都市計画区域又は準都市計画区域における、その区域の規制規模(※2)以上の開発行為(市街化調整区域については建築行為も含む)に対して適用される。 ・ 法第 32 条等に基づき開発許可申請前に開発区域を所管する市町等と事前に協議・同意が必要であり、また、許可申請においては、市町の担当課を経由することとなる。 <p>(※1) 県内の 3 市(長崎市、佐世保市、諫早市)は各市長が許可権限を有している。</p> <p>(※2) 非線引き都市計画区域…3,000 m² 準都市計画区域 …3,000 m² 市街化区域 …1,000 m² 市街化調整区域 …全て</p>

2-2 都市計画区域以外の区域における開発行為(1ha 以上)の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	都市計画区域以外の区域における開発行為(1ha 以上)の許可 (都市計画法第 29 条第 2 項)
許認可等窓口	<p>土木部 都市政策課 宅地指導班 (以下の3市を除く市町の区域) 電話 095-894-3094</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎市内 … 長崎市 建設局 建築部 建築指導課 電話 095-829-1174 ・佐世保市内… 佐世保市 都市整備部 建築指導課 電話 0956-25-9629 ・諫早市内 … 諫早市 建設部 開発支援課 電話 0957-22-1500
手続の内容	<p>主として建築物の建築を目的とする開発行為又は危険物の貯蔵又は処理に供する工作物(電気事業法に規定する電気事業の用に供する電気工作物に該当するもの及びガス事業法に規定するガス工作物等に該当するもの等公益上必要な工作物を除く。)等周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがあるものの建設等を目的とする開発行為は、法第 29 条第 2 項の規定による知事等(※)の開発許可を受ける必要がある。</p> <p>《留意点等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本手続は都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域における 1ha 以上の開発行為に対して適用される。 ・ 法第 32 条等に基づき開発許可申請前に開発区域を所管する市町等と事前に協議・同意が必要であり、また、許可申請においては、市町の担当課を経由することとなる。 <p>(※) 県内の 3 市(長崎市、佐世保市、諫早市)は各市長が許可権限を有している。</p>

2-3 河川敷に工作物を設置する場合の占用許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	河川敷に工作物を設置する場合の占用許可 (河川法第 24 条、第 26 条)
許認可等窓口	各振興局建設部管理課又は管理・用地課 (県北管内は県北振興局建設管理課、大瀬戸土木維持管理事務所、 田平土木維持管理事務所)
手続の内容	法第 24 条に定める土地の占用許可及び法第 26 条に定める工作物の設置許可を得なければならないが、原則として民間企業等には、占用許可を与えていない。

2-4 港湾区域、港湾隣接地域の水域又は土地を占用する場合の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾区域、港湾隣接地域の水域又は土地を占用する場合の許可 (港湾法第37条、長崎県港湾管理条例) ・臨港地区における行為の届出等 (港湾法第38条の2、長崎県が港湾管理者である港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例)
許認可等窓口	<p>《許可窓口》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管轄地方振興局管理課又は管理・用地課 <p>(長崎管内は長崎港湾漁港事務所港営課。県北管内は県北振興局建設管理課、大瀬戸土木維持管理事務所、田平土木維持管理事務所。)</p> <p>《本庁所管課》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木部 港湾課 管理班
手続の内容	<p>施設(送電管路、管類等も含む)が、港湾区域内及び港湾隣接地域内の水域(上空と水底も含む)又は土地を占用する場合は、法令に基づき港湾管理者の占用許可を受ける必要がある。</p> <p>また、臨港地区内で一定規模以上の工場又は事業場の新設や増設をする場合は、港湾管理者に届け出なければならない。</p> <p>《留意点》</p> <p>佐世保港の港湾管理者は佐世保市であるため、佐世保港における許可等の手続は佐世保市の条例による。また、許可窓口等についても佐世保市となる。</p>

2-5 漁港区域内の水域・公共空地及び甲種漁港施設の占用許可等

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	漁港区域内の水域・公共空地及び甲種漁港施設の占用許可等 (漁港漁場整備法第 39 条第 1 項、長崎県漁港管理条例第 12 条)
許認可等窓口	<p>《申請窓口》</p> <p>長崎港湾漁港事務所 港営課 漁港管理班 電話 095-822-1257</p> <p>県央振興局 建設部 管理課 管理班 電話 0957-24-5007</p> <p>島原振興局 建設部 管理課 管理班 電話 0957-63-0612</p> <p>県北振興局 建設部 建設管理課 管理班 電話 0956-24-1419</p> <p>県北振興局 田平土木維持管理事務所 電話 0950-57-0562</p> <p>五島振興局 建設部 管理・用地課管理班 電話 0959-72-2734</p> <p>五島振興局 上五島支所 建設部管理・用地課管理・用地班 電話 0959-42-1141</p> <p>壱岐振興局 建設部管理・用地課 管理・用地班 電話 0920-47-1127</p> <p>対馬振興局 建設部管理課 管理班 電話 0920-52-0398</p> <p>《県庁所管課》</p> <p>水産部 漁港漁場課 管理班 電話 095-895-2853</p>
手続の内容	<p>漁港区域内の水域又は公共空地あるいは甲種漁港施設(県が管理する漁港施設)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、若しくは増築しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p>

2-6 海岸保全区域及び一般公共海岸区域に工作物を設置する場合の占用許可等

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全区域(公共海岸に限る)及び一般公共海岸区域内(水面を除く)において、工作物を設置する場合の占用許可 (海岸法第7条、第37条の4) ・海岸保全区域及び一般公共海岸区域内の水面又は土地において、工作物等を新築する場合の許可 (海岸法第8条、第37条の5)
許認可等窓口	<p>《許可窓口》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管轄地方振興局管理課又は管理・用地課 <p>(長崎管内は長崎港湾漁港事務所港営課。県北管内は県北振興局建設管理課、大瀬戸土木維持管理事務所、田平土木維持管理事務所。)</p> <p>《本庁所管課》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木部 港湾課 管理班
手続の内容	<p>海岸保全区域内及び一般公共海岸区域内において、工作物等を設置し占有する時又は新築する時は、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>《留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐世保港内の海岸保全区域の海岸管理者は佐世保市であるため、佐世保港内海岸保全区域の手続については、許可窓口等は佐世保市となる。 ・以下の15市町に存する一般公共海岸区域の許可については、各市町長が権限を有しているため、許可窓口は各市町担当課となる。 (島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町)

2-7 風致地区内の開発行為等の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	風致地区内の開発行為等の許可 (都市計画法第58条)
許認可等窓口	<p>《受付窓口》</p> <p>風致地区のある市町担当課 (長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市)</p>
手続の内容	風致地区内において、建築物、工作物の建築等、土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立などの行為を行おうとする場合に、行為の許可を要する。

2-8 景観計画区域内における工作物の建設等行為の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	景観計画区域内における工作物の建設等行為の届出 (景観法第 16 条)
許認可等窓口	<p>《受付窓口》 景観計画のある市町担当課 (長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、壱岐市、 対馬市、五島市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、 新上五島町)</p> <p>《県庁所管課》 長崎振興局 建設部 建築課(長与町、時津町の区域内) 電話 095-844-2181 県北振興局 建設部 建築課(西海市、川棚町、佐々町の区域内) 電話 0956-23-1816 土木部 都市政策課 景観まちづくり班 電話 095-894-3151</p>
手続の内容	<p>景観計画区域内において、建築物の建築、工作物の建設、開発行為 などの行為を行おうとする場合に、行為の届出を要する。</p> <p>《留意点》 届出対象行為は、各自治体で内容が異なるため、確認をする必要が ある。</p>

2-9 国立公園及び国定公園内の開発行為等の許可申請又は届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	国立公園及び国定公園内の開発行為等の許可申請又は届出 (自然公園法第 20 条第 3 項、第 33 条第 1 項)
許認可等窓口	<p>《申請・届出及び相談窓口》 県民生活環境部 自然環境課 生物多様性保全班 電話 095-895-2381 県北振興局 総務課 電話 0956-22-0374 五島振興局 総務課 電話 0959-72-4852 島原振興局 総務課 電話 0957-63-5036 壱岐振興局 総務課 電話 0920-47-4396 対馬振興局 総務課 電話 0920-52-1206</p>
手続の内容	<p>国立公園及び国定公園内において工作物の設置、土地(海底)の形 状変更等の開発行為を行う場合は、特別地域、特別保護地区、海域 公園地区においては許可が、普通地域においては届出が必要。 許可の可否については個別の判断となる。(施行規則第 11 条)</p>

2-10 県立自然公園内の開発行為等の許可申請又は届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	県立自然公園内の開発行為等の許可申請又は届出 (長崎県立自然公園条例第 18 条、第 20 条)
許認可等窓口	《申請・届出及び相談窓口》 県民生活環境部 自然環境課 生物多様性保全班 電話 095-895-2381 県北振興局 総務課 電話 0956-22-0374 島原振興局 総務課 電話 0957-63-5036
手続の内容	県立自然公園内において工作物の設置、土地の形状変更等の開発行為を行う場合は、特別地域においては許可が、普通地域においては届出が必要。 許可の可否については個別の判断となる。(施行規則第 11 条)

2-11 自然環境保全地域等における行為の許可申請又は届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	自然環境保全地域等における行為の許可申請又は届出 (長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第 47 条第 4 項、第 49 条第 1 項)
許認可等窓口	《申請・届出及び相談窓口》 県民生活環境部 自然環境課 生物多様性保全班 電話 095-895-2381 県北振興局 総務課 電話 0956-22-0374 五島振興局 総務課 電話 0959-72-4852 対馬振興局 総務課 電話 0920-52-1206
手続の内容	自然環境保全地域等内において工作物の設置、土地の形質変更等の各種行為を行う場合は、特別地区においては許可申請が、普通地区においては届出が必要。 許可の可否については個別の判断となる。(施行規則第 17 条、第 22 条)

2-12 鳥獣保護区特別保護地区内の開発行為等の許可申請

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	鳥獣保護区特別保護地区内の開発行為等の許可申請 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項)
許認可等窓口	各振興局総務課 《県庁所管課》 県民生活環境部 自然環境課 生物多様性保全班 電話 095-895-2381
手続の内容	国指定鳥獣保護区特別保護地区及び県指定鳥獣保護区特別保護地区内で次の行為を行う場合は、それぞれ環境大臣、都道府県知事の許可を受けなければならない(ただし、除外規定については個別に確認のこと)。 (1)建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること (2)水面を埋め立て、又は干拓すること (3)木竹を伐採すること 《手続き》 申請者→各振興局→県自然環境課→申請者

2-13 土地の形質変更等行為を行う者との自然環境保全協定の締結

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	自然環境保全協定の締結 (長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第 55 条)
許認可等窓口	県民生活環境部 自然環境課 生物多様性保全班 電話 095-895-2381
手続の内容	県条例に基づき、30ha 以上の場としての広がりを持つ造成をしようとする者は、知事が自然環境を保全するため特に必要があると認める事項を内容とする自然環境保全協定を締結するものとしている。 ※対象外 国又は地方公共団体が行う行為

2-14 特定工場の新設・変更等の届出

新エネルギー施設等の種類	全般(水力・地熱・太陽光を除く)
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	特定工場の新設・変更等の届出 (工場立地法第6条～第8条等)
許認可等窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場が「市」「東彼杵町」に立地している場合 各市町の工場立地法担当課 ・特定工場が「町(東彼杵町を除く。)」に立地している場合 産業労働部 企業立地課 電話 095-895-2657
手続の内容	<p>特定工場(敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の、製造業、電気・ガス・熱供給業に係る工場・事業場(水力・地熱・太陽光発電による電気供給業を除く))を新設又は変更する場合、工事着手日の 90 日前(短縮申請を行った場合は 30 日前)までに、所定の事項を届け出ることとされている。</p>

2-15 農地の転用等についての許可又は届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	農地の転用等についての許可又は届出 (農地法第4条、第5条)
許認可等窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の転用の許可(法第4条第1項)及び農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可(法第5条第1項) 各市町農業委員会 ・市街化区域内の農地の転用の届出(法第4条第1項第7号)及び農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出(法第5条第1項第7号) 各市町農業委員会
手続の内容	<p>農地を転用(農地以外のものにするをいう。)する場合又は農地を転用するため権利の移転等を行う場合には、原則として県知事、雲仙市又は諫早市(指定市町)の長の許可が必要。</p>

2-16 農用地区域からの除外

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	農用地区域からの除外 (農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項)
許認可等窓口	各市町農業振興地域制度担当課
手続の内容	農用地区域内において農用地以外の用途に使用する場合、市町で策定している農業振興地域整備計画の変更による農振除外等の手続をあらかじめ行った上で、農地転用手続を行う必要がある。

2-17 農用地区域内での開発行為の許可

新エネルギー施設等の種類	農用地区域内での開発行為
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2
許認可等窓口	各市町農業振興地域制度担当課
手続の内容	<p>農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取、建築物の新築・増築等)をしようとする場合は、市町を経由して、都道府県知事(※)の許可を受ける必要がある。</p> <p>【留意点】 ※島原市、平戸市、壱岐市、西海市、佐々町については、各市長へ権限委譲をしている。</p>

2-18 民有林の開発行為(1ha超)の許可

新エネルギー施設等の種類	全般														
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	民有林の開発行為(1ha超)の許可 (森林法第10条の2)														
許認可等窓口	<p>《相談窓口》</p> <table border="0"> <tr> <td>県央振興局 森林土木課 森林管理班</td> <td>電話 0957-22-0201</td> </tr> <tr> <td>島原振興局 林務課 森林土木班</td> <td>電話 0957-63-5073</td> </tr> <tr> <td>県北振興局 森林土木課 森林土木班</td> <td>電話 0956-22-1776</td> </tr> <tr> <td>五島振興局 林務課 治山班</td> <td>電話 0959-72-2094</td> </tr> <tr> <td>壱岐振興局 農林整備課 林務班</td> <td>電話 0920-48-5211</td> </tr> <tr> <td>対馬振興局 農林整備課 森林土木班</td> <td>電話 0920-52-5474</td> </tr> <tr> <td>農林部 林政課 森林管理班</td> <td>電話 095-895-2984</td> </tr> </table>	県央振興局 森林土木課 森林管理班	電話 0957-22-0201	島原振興局 林務課 森林土木班	電話 0957-63-5073	県北振興局 森林土木課 森林土木班	電話 0956-22-1776	五島振興局 林務課 治山班	電話 0959-72-2094	壱岐振興局 農林整備課 林務班	電話 0920-48-5211	対馬振興局 農林整備課 森林土木班	電話 0920-52-5474	農林部 林政課 森林管理班	電話 095-895-2984
県央振興局 森林土木課 森林管理班	電話 0957-22-0201														
島原振興局 林務課 森林土木班	電話 0957-63-5073														
県北振興局 森林土木課 森林土木班	電話 0956-22-1776														
五島振興局 林務課 治山班	電話 0959-72-2094														
壱岐振興局 農林整備課 林務班	電話 0920-48-5211														
対馬振興局 農林整備課 森林土木班	電話 0920-52-5474														
農林部 林政課 森林管理班	電話 095-895-2984														
手続の内容	<p>森林の有する公益的な機能を保全し、森林の土地の適正な利用を確保するため、法第10条の2の定めるところにより、民有林である林地の開発については知事の許可を受けなければならない。</p> <p>《許可の対象となる森林の区域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可を必要とする森林の区域は、知事が樹立する地域森林計画の対象となる民有林の区域で次の森林を除く <ol style="list-style-type: none"> (1)保安林(法第25条) (2)保安施設地区(法第41条) (3)海岸保全区域内の森林(海岸法第3条) <p>《許可の対象となる開発行為》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヘクタールを超える林地の開発 <ul style="list-style-type: none"> ※造成等の土地の形状変更を行わずに太陽光発電施設を設置する場合も開発行為にあたります 実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有する開発行為の合計面積が1ヘクタールを超える場合は開発行為にあたります ・専ら道路の新設又は改築の場合は、有効幅員が3.0mを超えるもので、林地の形質変更(法の部分を含む)が1ヘクタールを超える開発 ・次の各号の一に該当する場合、許可は不要(協議が必要) <ol style="list-style-type: none"> (1)国又は地方公共団体が行う場合 (2)火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合 (3)森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で森林法施行規則第5条に定めるものの施行として行う場合 														

2-19 民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出 (森林法第 10 条の 8 第 1 項及び第 2 項)
許認可等窓口	市町林業担当課
手続の内容	<p>地域森林計画対象森林の立木を伐採する場合、伐採を開始する日の 90 日前から 30 日前までの間に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない(林地開発許可を受けて実施する場合等を除く)。</p> <p>また、伐採及び伐採後の造林の届出書を提出した森林について、造林が終わった日(伐採後に伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合は伐採が終わった日)から 30 日以内に伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出しなければならない。</p>

2-20 保安林の指定の解除

新エネルギー施設等の種類	全般														
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	保安林の指定の解除 (森林法第 26 条、第 26 条の 2、第 27 条第 1 項)														
許認可等窓口	<p>《相談窓口》</p> <table> <tr> <td>県央振興局 森林土木課 森林管理班</td> <td>電話 0957-22-0201</td> </tr> <tr> <td>島原振興局 林務課 森林土木班</td> <td>電話 0957-63-5073</td> </tr> <tr> <td>県北振興局 森林土木課 森林土木班</td> <td>電話 0956-22-1776</td> </tr> <tr> <td>五島振興局 林務課 治山班</td> <td>電話 0959-72-2094</td> </tr> <tr> <td>壱岐振興局 農林整備課 林務班</td> <td>電話 0920-48-5211</td> </tr> <tr> <td>対馬振興局 農林整備課 森林土木班</td> <td>電話 0920-52-5474</td> </tr> <tr> <td>農林部 林政課 森林管理班</td> <td>電話 095-895-2984</td> </tr> </table>	県央振興局 森林土木課 森林管理班	電話 0957-22-0201	島原振興局 林務課 森林土木班	電話 0957-63-5073	県北振興局 森林土木課 森林土木班	電話 0956-22-1776	五島振興局 林務課 治山班	電話 0959-72-2094	壱岐振興局 農林整備課 林務班	電話 0920-48-5211	対馬振興局 農林整備課 森林土木班	電話 0920-52-5474	農林部 林政課 森林管理班	電話 095-895-2984
県央振興局 森林土木課 森林管理班	電話 0957-22-0201														
島原振興局 林務課 森林土木班	電話 0957-63-5073														
県北振興局 森林土木課 森林土木班	電話 0956-22-1776														
五島振興局 林務課 治山班	電話 0959-72-2094														
壱岐振興局 農林整備課 林務班	電話 0920-48-5211														
対馬振興局 農林整備課 森林土木班	電話 0920-52-5474														
農林部 林政課 森林管理班	電話 095-895-2984														
手続の内容	<p>保安林については、立木の伐採や土地の形質の変更などが制限されている。</p> <p>保安林の解除は、法第 26 条又は第 26 条の 2 に基づき、「指定理由が消滅したとき」又は「公益上の理由」のいずれかに該当する場合に行われている。</p> <p>なお、次のいずれかの事業の用に供する場合は、「公益上の理由」による解除として取り扱うこととされている。</p> <p>(1)電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業又は同項第 10 号に規定する送電事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物に関する事業</p> <p>(2)発電用施設周辺地域整備法(昭和 49 年法律第 78 号)第 2 条に規定する発電用施設に関する事業</p>														

2-21 保安林内作業許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	保安林内作業許可 (森林法第34条第2項)
許認可等窓口	《相談窓口》 県央振興局 森林土木課 森林管理班 電話 0957-22-0201 島原振興局 林務課 森林土木班 電話 0957-63-5073 県北振興局 森林土木課 森林土木班 電話 0956-22-1776 五島振興局 林務課 治山班 電話 0959-72-2094 壱岐振興局 農林整備課 林務班 電話 0920-48-5211 対馬振興局 農林整備課 森林土木班 電話 0920-52-5474 農林部 林政課 森林管理班 電話 095-895-2984
手続の内容	保安林内で、土石の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を行う場合には、知事の許可が必要である。 作業許可は、保安林の指定の目的に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可される。

2-22 公園管理者以外の者の公園施設の設置等及び都市公園の占用

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	公園管理者以外の者の公園施設の設置等及び都市公園の占用 (都市公園法第5条、第6条)
許認可等窓口	《受付窓口》 各県立都市公園を所管する振興局建設部管理課 《県庁所管課》 土木部 道路維持課 管理班 電話 095-894-3031
手続の内容	《設置許可》 公園管理者以外の者が、都市公園内に公園施設を設け、又は管理しようとするときは、法に基づく許可申請が必要。 施設(施行規則第1条) (1)風力発電施設 (2)太陽電池発電施設 (3)燃料電池発電施設 (4)前三号に掲げる発電施設に類するもの 《占用許可》 都市公園に公園施設以外の施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、法に基づく許可申請が必要。 施設(施行規則第5条の3) (1)太陽電池発電施設 (2)燃料電池発電施設で地下に設けられるもの

2-23 温泉の掘削等の許可

新エネルギー施設等の種類	地熱発電
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	温泉の掘削等の許可 (温泉法)
許認可等窓口	県民生活環境部 自然環境課 生物多様性保全班 電話 095-895-2381
手続の内容	<p>以下の項目については各許可申請書にて知事の許可を受ける必要がある。</p> <p>(1) 土地掘削(法第 3 条第 1 項)</p> <p>通常の温泉掘削許可申請で求める添付書類の他、次の書類の添付が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要書 ・温泉生成機構及び周辺源泉への影響に関する調査結果報告書 ・温泉資源及び周辺環境保護のためのモニタリング計画書 ・協議会の設置状況、説明会の開催状況報告書 ・誓約書 <p>(2) 温泉掘削の許可を受けた者が、天然ガスによる災害防止上重要な変更をしようとするとき(法第 7 条の 2 第 1 項)</p> <p>(3) 温泉増掘をしようとする者(法第 11 条第 1 項)</p> <p>(4) 温泉動力の装置により湧出量を増加しようとする者 (法第 11 条第 1 項)</p> <p>(5) 温泉採取を業として行なおうとする者は場所ごとに申請 (法第 14 条の 2 第 1 項)</p> <p>※温泉をゆう出させる目的の土地の掘削、増掘、動力の装置の許可にあたっては、貴重な地下資源である温泉の保護のため、長崎県環境審議会温泉部会にて審議する。</p> <p>※温泉採取の事業を行おうとする場合は、温泉採取の許可又は、可燃性天然ガスの濃度についての確認(法第 14 条の 5 第 1 項)を受けることが必要となる。</p> <p>※地熱発電に利用するための熱水・蒸気の生産井の掘削はもちろん、地熱開発のための探査時に熱水貯留状況を確認し、資源量を検討するための試験井であっても土地掘削許可申請が必要となる。温泉法では個々の掘削申請の度に、法第 4 条の許可の基準に基づき許否の判断を行う。</p>

2-24 地すべり等防止区域内の行為の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	地すべり等防止区域内の行為の許可 (地すべり等防止法第 18 条第 1 項)
許認可等窓口	各振興局管理課又は管理・用地課 (県北管内は県北振興局建設管理課、大瀬戸土木維持管理事務所、 田平土木維持管理事務所)
手続の内容	<p>地すべり等防止区域内において以下の行為をしようとするものは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為</p> <p>(2)地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為</p> <p>(3)のり切又は切土で政令で定めるもの</p> <p>(4)ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良</p> <p>(5)上記のほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p>

2-25 宅地造成工事規制区域において一定要件に該当する工事を行う場合の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	宅地造成工事規制区域において一定要件に該当する工事を行う場合の許可 (宅地造成等規制法第 8 条第 1 項)
許認可等窓口	<p>土木部 都市政策課 宅地指導班(以下の2市以外の県所管区域は無い) 電話 095-894-3094</p> <p>・長崎市内 … 長崎市 建設局建築部 建築指導課 電話 095-829-1174</p> <p>・佐世保市内… 佐世保市 都市整備部 建築指導課 電話 0956-25-9629</p>
手続の内容	<p>宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事で、面積が 500 m²を超える切土・盛土、高さが 2m を超える切土、高さが 1m を超える盛土などを行う造成主は、当該工事に着手する前に知事等(※)の許可を受ける必要がある。</p> <p>(※)現在、同規制区域が指定されているのは、長崎市、佐世保市の一部の区域で、それぞれ長崎市、佐世保市長が許可権限を有している。</p>

2-26 砂防指定地における行為の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	砂防指定地における行為の許可 (砂防法第4条、長崎県砂防指定地管理条例第4条)
許認可等窓口	各振興局管理課又は管理・用地課 (県北管内は県北振興局建設管理課、大瀬戸土木維持管理事務所、 田平土木維持管理事務所)
手続の内容	<p>砂防指定地において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新設、改造、増設、移転又は除去 (3) 土石(砂れきを含む。以下同じ。)の採取又は鉱物の採掘 (4) 土石又は竹木の滑下、地引又は流走による搬出 (5) 土石、竹木その他の堆積、投棄又は留置 (6) 竹木の伐採、樹根の採掘又は草根の採取 (7) 家畜類の放牧又は継続的けい留 (8) 火入れ</p>

2-27 史跡名勝天然記念物、重要文化財の現状変更の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	史跡名勝天然記念物、重要文化財の現状変更の許可 (文化財保護法、長崎県文化財保護条例)
許認可等窓口	<p>≪申請窓口≫市町文化財主管課</p> <p>≪県庁所管課≫教育庁 学芸文化課 文化財班 電話 095-894-3384</p>
手続の内容	<p>以下の行為を行おうとする場合には、文化庁長官又は長崎県教育委員会の許可を受ける必要があり、許可の申請窓口は市町教育委員会となる。</p> <p>(1) 重要文化財、県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき(法第43条第1項、県条例第15条第1項)</p> <p>(2) 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき(法第125条第1項、県条例第38条第1項)</p>

2-28 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出 (文化財保護法第93条)
許認可等窓口	<p>≪届出窓口≫市町文化財主管課</p> <p>≪県庁所管課≫教育庁 学芸文化課 文化財班 電話 095-894-3384</p>
手続の内容	<p>以下の行為を行おうとする場合には、当該事業地の所在する市町教育委員会を經由して長崎県教育委員会に届け出る必要がある。</p> <p>(1)土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(埋蔵文化財包蔵地)を発掘しようとする場合には、発掘に着手しようとする日の60日前までに届出なければならない。</p> <p>※本手続きに先行して、当該事業地内の埋蔵文化財の所在有無について、当該市町教育委員会に確認すること</p>

2-29 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項)
許認可等窓口	<p>各振興局管理課又は管理・用地課</p> <p>(県北管内は県北振興局建設管理課、大瀬戸土木維持管理事務所、田平土木維持管理事務所)</p>
手続の内容	<p>急傾斜地崩壊危険区域内においては、以下の行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りではない。</p> <p>(1)水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為</p> <p>(2)ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</p> <p>(3)のり切、切土、掘さく又は盛土</p> <p>(4)立木竹の伐採</p> <p>(5)木竹の滑下又は地引による搬出</p> <p>(6)土石の採取又は集積</p> <p>(7)上記のほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</p>

2-30 環境影響評価手続

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	環境影響評価手続 (環境影響評価法、長崎県環境影響評価条例)
許認可等窓口	県民生活環境部 地域環境課 地域環境班 電話 095-895-2355
手続の内容	<p>《対象事業》</p> <p>(1)環境影響評価法 事業用電気工作物であって発電用のもの(風力発電所、水力発電所(ダムとして該当する場合も有り)、火力発電所、地熱発電所、太陽光発電所)</p> <p>(2)長崎県環境影響評価条例 事業用電気工作物であって発電用のもの(風力発電所、水力発電所(ダムとして該当する場合も有り)、火力発電所)、工場又は事業場、廃棄物焼却施設、土地形質改変 ※手続の概要は地域環境課ホームページを参照してください。</p> <p>《留意点》 法や条例の対象とならない小規模な太陽光発電所の設置される場合、事業を実施する前に、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン(R2.3.31 環境省公表)」を活用して自主的な環境アセスメントを実施すること。</p>

2-31 土壌汚染対策法第4条第1項の規定による形質変更時の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	土壌汚染対策法第4条第1項の規定による形質変更時の届出 (土壌汚染対策法第4条第1項)
許認可等窓口	<p>《届出窓口》 長崎市においては、市役所環境政策課 佐世保市においては、市役所環境保全課 それ以外は長崎県 地域環境課 環境監視班</p> <p>長崎市 環境政策課 電話 095-829-1156 佐世保市 環境保全課 電話 0956-26-1787 長崎県 地域環境課 電話 095-895-2356</p>
手続の内容	<p>3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手日の30日前までに都道府県知事(又は同法政令第8条の規定による市の長。以下「知事等」という。)に届け出る。</p> <p>《留意事項等》 届出の結果、その土地に汚染のおそれがあると認めるときに、知事等から当該土地の汚染状況の調査及び報告を命じられる場合がある。</p>

3. 事業認可に関するもの

3-1 電気事業の許可、保安規程の届出、工事計画の認可・届出等

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	電気事業の許可、保安規程の届出、工事計画の認可・届出等 (電気事業法第3条、第42条、第47条～第48条)
許認可等窓口	九州産業保安監督部 電力安全課 電話 092-482-5519～22
手続の内容	<p>電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない(法第3条)。</p> <p>事業用電気工作物を設置する者は、工事、維持及び運用に関する保安を確保するための保安規程を定め、事業用電気工作物の使用の開始前に経済産業大臣に届け出なければならない(法第42条)。</p> <p>事業用電気工作物を設置又は変更の工事をしようとする者は、その工事の計画について経済産業大臣の認可を受けなければならない(法第47条)。</p> <p>事業用電気工作物を設置又は変更の工事(法第47条第1項の主務省令で定めるものを除く。)をしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない(法第48条)。</p>

3-2 系統連系に係る電力会社との事前協議、契約締結等

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	系統連系に係る電力会社との事前協議、契約締結等 (電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン)
許認可等窓口	<p>《協議・契約先》 電力各社 《ガイドラインの所管窓口》 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電話 03-3501-1749</p>
手続の内容	<p>電力会社と系統連系を行う場合は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」に基づき連系する電力会社と連系方法について事前に協議する。</p> <p>事前協議の仮合意を得たら、電力会社に正式に系統連系を申し込み、電力会社で系統連系の技術検討、協議、事前確認が行われる。</p> <p>連系協議の合意が得られたら、電力会社と契約書の締結を行い、系統連系工事の施工に入る。</p>

3-3 熱供給事業の許可

新エネルギー施設等の種類	バイオマス熱利用
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	熱供給事業の許可 (熱供給事業法第3条)
許認可等窓口	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 熱供給産業室 電話 03-3501-1746 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課 電話 092-482-5513~15
手続の内容	<p>一定地域内の建物群に対し、蒸気・温水・冷水等の熱媒を熱源プラントから導管を通じて供給する事業で、次の要件を満たす場合は、熱供給事業法に基づく経済産業大臣の許可が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)水を人為的に加熱、冷却し、営利を目的 (2)一般の需要に応じて供給 (3)二つ以上の建物に供給 (4)熱供給施設の加熱能力が 21GJ/h(5Gcal/h)以上

3-4 廃棄物の収集運搬又は処分業を行う場合の許可

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	(特別管理)産業廃棄物の収集運搬業又は処分業を行う場合の許可 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、同第6項、 第14条の2第1項、第14条の4第1項、同第6項、第14条の5 第1項)
許認可等窓口	県民生活環境部 資源循環推進課 適正処理指導班 電話 095-895-2375 ※バイオマス資源が一般廃棄物に該当する場合、各市町廃棄物担当 課へお問い合わせください。
手続の内容	<p>(特別管理)産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、(特別管理)産業廃棄物の処分を業として行う場合は、知事の許可を得なければならない。また、許可を得た事業者が事業の範囲を変更しようとするときも許可が必要となるので、関係書類を添えて、必要事項を記載した申請書を知事に提出する。</p> <p>なお、処分業にあつては、本許可申請に先立ち、長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、施設の設置について事前協議の手続等を行う必要がある。</p> <p>《留意点》 ○(特別管理)産業廃棄物の収集運搬業(積替え保管を含む)及び処分業において、長崎市、佐世保市に係るものは、それぞれの市長の許可を得なければならない。</p> <p>《備考》 ○事業者が自らの廃棄物を利用する場合、業の許可は要しない。</p>

4. 建築行為等に関するもの

4-1 建築物又は工作物の建築確認申請

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	建築物又は工作物の建築確認申請 (建築基準法第6条第1項、第88条第1項)
許認可等窓口	<p>土木部 建築課 審査指導班 電話 095-894-3093</p> <p>① 全ての建築物、工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎市内 … 長崎市 建築指導課 電話 095-829-1174 ・佐世保市内… 佐世保市 建築指導課 電話 0956-25-9629 ・下記5市以外の市町内 当該市を所管する県地方機関の建築課又は建築班 <p>② 建築基準法施行令第148条で規定する建築物、工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平戸市内 … 平戸市 建設部 まちづくり課 電話 0950-22-4111 ・島原市内 … 島原市 建設部 都市整備課 電話 0957-62-8020 ・五島市内 … 五島市 建設課 電話 0959-72-6118 ・松浦市内 … 松浦市 都市計画課 電話 0956-72-1111 ・大村市内 … 大村市 建築住宅課 電話 0957-53-6282 <p>上記市の窓口で取扱わない建築物、工作物については、上記市を所管する県地方機関の建築課又は建築班</p>
手続の内容	<p>新エネルギー施設等を建設する際に、それらの装置等を格納するもの又は支持するものが、法で規定する建築物又は工作物に該当し、申請規模要件の適用があれば、建築前に建築確認申請を提出し、建築確認を受けなければならない。</p> <p>《留意点》 太陽光発電設備等で、一定の電気工作物に該当する場合等は「建築物」に該当せず「建築確認申請」は不要となる場合があるが、設置者は、設備を設置することの安全性等について十分配慮のこと。</p> <p>《その他》 建築物の定義は法第2条第1号、申請規模要件は第6条第1項。 工作物の定義及び申請規模要件は、施行令第138条第1項。</p> <p>《参考》 太陽光発電設備に係る技術的助言(国住指第4936号H23.3.25、国住指第1949号H23.9.30、国住指第1152号H24.7.4)</p>

4-2 廃棄物処理施設の敷地の位置の許可

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	廃棄物処理施設の敷地の位置の許可 (建築基準法第 51 条ただし書き)
許認可等窓口	土木部 建築課 審査指導班 (長崎市、佐世保市以外の市町の区域) 電話 095-894-3093 ・長崎市内 … 長崎市 建築指導課 電話 095-829-1174 ・佐世保市内… 佐世保市 建築指導課 電話 0956-25-9629
手続の内容	都市計画区域内において、一定数量を超える処理能力を有する産業廃棄物や一般廃棄物の処理施設を設置する場合に法第 51 条ただし書の規定による許可を要する。 許可に際しては都市計画審議会の議を経る必要がある。 なお、許可後、別途建築確認を要する場合がある。 《留意点》 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理施設の設置に係る許可も併せて必要となる場合がある。

4-3 伝搬障害防止区域に一定の高さ(31m)を超える高層建築物等を建築する場合の届出

新エネルギー施設等の種類	風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	伝搬障害防止区域に一定の高さ(31m)を超える高層建築物等を建築する場合の届出 (電波法第 102 条の 3)
許認可等窓口	九州総合通信局 無線通信部 陸上課 電話 096-326-7865
手続の内容	伝搬障害防止区域内において、次に掲げる一に該当する行為をしようとする建築主は、工事着工前にその敷地の位置、高さ、高層部分(地表からの高さが 31m を超える部分)の形状、構造及び主要材料などを、書面により総務大臣に届け出ることが必要となる。 (1)地表高 31m を超える建築物等の新築 (2)工作物の増築又は移築で、その工事後において地表高 31m を超える建築物等となるもの (3)地表高 31m を超える建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替え

4-4 物件(60m 超)の設置に係る航空障害燈、昼間障害標識の設置及び届出

新エネルギー施設等の種類	風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	物件(60m 超)の設置に係る航空障害燈、昼間障害標識の設置及び届出 (航空法第 51 条、第 51 条の 2、同法施行規則第 238 条)
許認可等窓口	大阪航空局 保安部 航空灯火・電気技術課 電話 06-6949-6527
手続の内容	<p> 地表又は水面から60m以上の高さの物件の設置者は、国土交通大臣の許可を受けた場合を除き、当該物件に航空障害燈を設置しなければならない(法第 51 条)。 </p> <p> 昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で、地表または水面から60m以上の高さのもの設置者は、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない(法第 51 条の 2)。 </p> <p> 設置後はできるだけ速やかに国土交通大臣に届出なければならない(規則第 238 条)。 </p>

4-5 空港周辺における高さ制限表面を突出する物件の設置及び使用に関する届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	空港周辺における高さ制限表面を突出する物件の設置及び使用に関する届出 (航空法第 49 条、法施行令第 4 条の 2、第 4 条の 3、第 4 条の 4、 法施行規則第 92 条の 5)
許認可等窓口	(1)長崎空港に関する問合せ窓口 大阪航空局 長崎空港事務所 電話 0957-53-6151 (2)大村飛行場に関する問合せ窓口 海上自衛隊 第 22 航空群司令部 運用幕僚A 電話 0957-52-3131(内線 213)
手続の内容	空港及び飛行場の安全確保のために空域に設けられている高さ制限表面(進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面)内で高さ制限を超える物件の設置及び使用をしてはならない。(航空法第 49 条) 事前に上記窓口へ照会し、高さ制限を超えるかどうかの照会を行い、案件によっては設置及び使用不可の場合や、届出により設置及び使用が認められる場合がある。

5. 設備等の設置・保安に関するもの

5-1 危険物製造所等の設置の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	危険物製造所等の設置の許可 (消防法第 11 条第 1 項)
許認可等窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地を管轄する各消防本部(局) ・複数の市町にわたって設置されるもの 危機管理監 消防保安室 消防班 電話 095-895-2146 ・複数の都道府県にわたって設置されるもの 総務省 消防庁 危険物保安室
手続の内容	<p>危険物はその危険性を勘案して、政令でその品目ごとに一定の数量「指定数量」が定められている(法第 9 条の 4)。具体的には、指定数量は「危険物の規制に関する政令」別表第 3 に規定されている。</p> <p>この指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、市町村長(消防本部および消防署を置かない市町村の区域にあっては、知事)の許可を受けた製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を含む。)において行わなければならない。</p> <p>なお、複数の市町村にわたって移送取扱所を設置する場合には、知事の許可を、複数の都道府県にわたって移送取扱所を設置する場合には、総務大臣の許可を受けなければならない。</p>

5-2 高圧ガス製造・貯蔵・消費に係る許可等

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、水素エネルギー
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	高圧ガス製造・貯蔵・消費に係る許可等 (高圧ガス保安法第 5 条第 1 項・第 2 項、第 16 条・第 17 条の 2、第 24 条の 2)
許認可等窓口	危機管理監 消防保安室 保安班 電話 095-895-2147
手続の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・1 日に処理することができるガスの容積が 100 立方メートル以上である高圧ガスの製造設備は許可が必要(法第 5 条第 1 項)。 ・上記以外の高圧ガスの製造設備は届出が必要(法第 5 条第 2 項)。 ・容積 300 立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する場合、許可又は届出が必要(法第 16 条、第 17 条の 2)。 ・政令で定める特定高圧ガスを消費する者は届出が必要(法第 24 条の 2)。 <p>※常用の温度において、圧力が 1 メガパスカル以上となる圧縮ガス及び 0.2 メガパスカル以上となる液化ガス等に限る。</p>

5-3 ボイラー・圧力容器・クレーンの設置の届出等

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	ボイラー・圧力容器・クレーンの設置の届出等 (労働安全衛生法第 88 条関係)
許認可等窓口	長崎労働局 労働基準部 健康安全課 電話 095-801-0032 《届出窓口》 所轄労働基準監督署
手続の内容	ボイラー、圧力容器、クレーンの設置、移転又はその主要構造物の部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始前、又は設置後遅延なく所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、その規模(ボイラーは伝熱面積や圧力、圧力容器は内容積や最高使用圧力、クレーンはつり上げ荷重等)によって届出の時期や様式等が異なるため、あらかじめ労働局又は所轄労働基準監督署に相談すること。

5-4 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	産業廃棄物の処理施設の設置等に係る事前協議 (長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱第 7 条)
許認可等窓口	県民生活環境部 資源循環推進課 適正処理指導班 電話 095-895-2375
手続の内容	<p>事業者が産業廃棄物の処理施設の設置等を行う場合、「廃物の処理及び清掃に関する法律」に基づく手続きに先立ち、長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき事前協議の手続を行う必要がある。</p> <p>事業者は、知事あてに処理施設の設計概要書、生活環境影響調査書等の関係書類を添えて、事前協議書を提出する。</p> <p>知事は、当該施設の設置等に当たっての留意事項等を指示し、事業者は、当該指示事項について、関係機関との調整、協議等を行う。</p> <p>また、関係住民に対する説明会を開催するとともに、関係市町から要請があった際は生活環境の保全に関する協定を締結しなければならない。</p> <p>《留意点》</p> <p>○長崎市、佐世保市に産業廃棄物の処理施設の設置等を行う場合、それぞれの市で事前協議制度を設けているので、その手続を行う必要がある。</p>

5-5 廃棄物処理施設設置等の許可

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	廃棄物処理施設設置等の許可 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、 第15条第1項、第15条の2の6第1項)
許認可等窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の一般廃棄物処理施設の設置等に関する許可 ・産業廃棄物処理施設の設置等に関する許可 県民生活環境部 資源循環推進課 適正処理指導班 電話 095-895-2375
手続の内容	<p>焼却施設など政令で定める廃棄物処理施設の設置等をしようとする場合は、知事の許可を得なければならない。また、既存の生産施設において新たに廃棄物を処理する場合も同様、許可が必要である。</p> <p>なお、許可取得後、施設設置工事を行い、完了時には使用前検査申請書等を提出し、検査を受けなければならない。</p> <p>《留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該施設のうち、熱回収の機能を有する施設を設置している者は、熱回収の機能を有することの認定を受けることができる。 ○長崎市、佐世保市に設置等する場合、それぞれの市長の許可を得なければならない。

5-6 ばい煙発生施設の設置の届出、揮発性有機化合物排出施設の設置の届出

<p>新エネルギー施設等の種類</p>	<p>バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、水素エネルギー</p>
<p>許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)</p>	<p>ばい煙発生施設の設置の届出 揮発性有機化合物排出施設の設置の届出 水銀排出施設の設置の届出 (大気汚染防止法第6条、第17条の5、第18条の23)</p> <p>※当該施設等が「電気工作物」である場合には、3-1 電気事業法に基づく手続となる。(届出窓口 国)</p>
<p>許認可等窓口</p>	<p>《届出窓口》 所在地を管轄する県立保健所 長崎市においては、市役所環境政策課 佐世保市においては、市役所環境保全課</p> <p>西彼保健所 電話 095-856-5022 県央保健所 電話 0957-26-3305 県南保健所 電話 0957-62-3288 県北保健所 電話 0950-57-3933 五島保健所 電話 0959-72-3125 上五島保健所 電話 0959-42-1121 壱岐保健所 電話 0920-47-0260 対馬保健所 電話 0920-52-0166 長崎市 環境政策課 電話 095-829-1156 佐世保市 環境保全課 電話 0956-26-1787 長崎県 地域環境課 電話 095-895-2356</p>
<p>手続の内容</p>	<p>ばい煙発生施設(工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの)、揮発性有機化合物排出施設(工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの)、水銀排出施設(工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるもの)を設置する場合には、工事着手予定日の60日前までに届出書を県等へ提出しなければならない。</p>

5-7 特定施設の設置の届出(ダイオキシン類)

<p>新エネルギー施設等の種類</p>	<p>バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、水素エネルギー</p>
<p>許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)</p>	<p>特定施設の設置の届出(ダイオキシン類) (ダイオキシン類対策特別措置法第12条) ※当該施設等が「電気工作物」である場合には、3-1 電気事業法に基づく手続となる。(届出窓口 国)</p>
<p>許認可等窓口</p>	<p>《届出窓口》 所在地を管轄する県立保健所 長崎市においては、市役所環境政策課 佐世保市においては、市役所環境保全課</p> <p>西彼保健所 電話 095-856-5022 県央保健所 電話 0957-26-3305 県南保健所 電話 0957-62-3288 県北保健所 電話 0950-57-3933 五島保健所 電話 0959-72-3125 上五島保健所 電話 0959-42-1121 壱岐保健所 電話 0920-47-0260 対馬保健所 電話 0920-52-0166 長崎市 環境政策課 電話 095-829-1156 佐世保市 環境保全課 電話 0956-26-1787 長崎県 地域環境課 電話 095-895-2356</p>
<p>手続の内容</p>	<p>特定施設(工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの)を設置する場合には、工事着手予定日の60日前までに届出書を県等へ提出しなければならない。</p>

5-8 特定施設の設置の届出、特定建設作業の実施の届出(騒音関係)、
指定施設の設置の届出(騒音関係)

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の設置の届出、特定建設作業の実施の届出 (騒音規制法第 6 条、第 14 条) ※当該特定施設等が「電気工作物」である場合には、3-1 電気事業法に基づく手続となる。(届出窓口 国) ・ 指定施設の設置の届出(騒音関係) (長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第 22 条)
許認可等窓口	市町村環境保全担当課
手続の内容	<p>指定地域内において工場又は事業場に特定施設(指定施設)を設置しようとする者は、その特定施設(指定施設)の設置の工事の開始の日の 30 日前までに市町村長に届け出なければならない。</p> <p>また、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに市町村長に届け出なければならない。</p>

5-9 特定施設の設置の届出、特定建設作業の実施の届出(振動関係)

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	<p>特定施設の設置の届出、特定建設作業の実施の届出(振動関係) (振動規制法第 6 条、第 14 条)</p> <p>※当該施設等が「電気工作物」である場合には、3-1 電気事業法に基づく手続となる。(届出窓口 国)</p>
許認可等窓口	市町村環境保全担当課
手続の内容	<p>指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに市町村長に届け出なければならない。</p> <p>また、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに市町村長に届け出なければならない。</p>

5-10 特定施設の設置の届出(水質)

<p>新エネルギー施設等の種類</p>	<p>バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、水素エネルギー</p>
<p>許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)</p>	<p>特定施設の設置の届出(水質) (水質汚濁防止法第5条)</p> <p>※当該施設等が「電気工作物」である場合には、3-1 電気事業法に基づく手続となる。(届出窓口 国)</p>
<p>許認可等窓口</p>	<p>《届出窓口》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎市においては、市環境政策課 ・佐世保市においては、市環境保全課 ・その他市町においては、各地域を所管する県立保健所 <p>西彼保健所 電話 095-856-5022 県央保健所 電話 0957-26-3305 県南保健所 電話 0957-62-3288 県北保健所 電話 0950-57-3933 五島保健所 電話 0959-72-3125 上五島保健所 電話 0959-42-1121 壱岐保健所 電話 0920-47-0260 対馬保健所 電話 0920-52-0166 長崎市 環境政策課 電話 095-829-1156 佐世保市 環境保全課 電話 0956-26-1787 長崎県 地域環境課 電話 095-895-2356</p>
<p>手続の内容</p>	<p>法及び県条例で定める特定施設(汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの)を設置しようとする者は、工事着手 60 日前までに届出書を上記窓口まで届け出なければならない。</p>

5-11 公害防止管理者の選任等の届出

<p>新エネルギー施設等の種類</p>	<p>全般</p>
<p>許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)</p>	<p>公害防止管理者等 の選任等の届出 (特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条)</p>
<p>許認可等窓口</p>	<p>所在地を管轄する県立保健所 長崎市においては、市役所環境政策課 佐世保市においては、市役所環境保全課 騒音、振動発生施設のみに係る届出は市町環境担当課</p> <p>西彼保健所 電話 095-856-5022 県央保健所 電話 0957-26-3305 県南保健所 電話 0957-62-3288 県北保健所 電話 0950-57-3933 五島保健所 電話 0959-72-3125 上五島保健所 電話 0959-42-1121 壱岐保健所 電話 0920-47-0260 対馬保健所 電話 0920-52-0166 長崎市 環境政策課 電話 095-829-1156 佐世保市 環境保全課 電話 0956-26-1787 長崎県 地域環境課 電話 095-895-2356</p>
<p>手続の内容</p>	<p>以下の要件を満たす事業者は、公害防止管理者等を選任し、選任した日から30日以内に知事または市町村長へ届け出ることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる業種 <ul style="list-style-type: none"> (1)製造業(物品の加工業を含む。) (2)電気供給業 (3)ガス供給業 (4)熱供給業 ・対象となる工場 <p>上述の業種に属する工場であって、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定める次のいずれかの施設を設置している工場</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)ばい煙発生施設 (2)汚水等排出施設 (3)騒音発生施設(騒音規制法第3条第1項に規定される規制地域内に限る) (4)特定粉じん発生施設 (5)一般粉じん発生施設 (6)振動発生施設(振動規制法第3条第1項に規定される規制地域内に限る) (7)ダイオキシン類発生施設 ・公害防止管理者等と届出書 <ul style="list-style-type: none"> (1)公害防止統括者・代理者 <p>常時使用する従業員数が21人以上の工場を選任する。 「公害防止統括者(公害防止統括者の代理者)選任、死亡・解任届出書」</p>

	<p>(2)公害防止主任管理者・代理者 ばい煙発生施設及び汚水等排出施設のうち、排出ガス量が4万³m³以上かつ排出水量が1万³m³以上である工場を選任する。 「公害防止主任管理者(公害防止主任管理者の代理者)選任、死亡・解任届出書」(要資格)</p> <p>(3)公害防止管理者・代理者 該当する区分の公害防止管理者資格を有する者を選任する。 「公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)選任、死亡・解任届出書」(要資格)</p>
--	--

6. その他

6-1 河川の流水を利用する場合の流水の占用許可又は登録

新エネルギー施設等の種類	中小水力発電
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	河川の流水を利用する場合の流水の占用許可又は登録 (河川法第 23 条、第 23 条の 2)
許認可等窓口	土木部 河川課 管理班 電話 095-894-3082
手続の内容	<p>河川の流水を利用する場合は、法第 23 条に定める流水の占用の許可を受けなければならない。</p> <p>なお、小水力発電を行う場合で、すでに農業用水等、許可を得ている水を利用する場合は、許可に代えて法第 23 条の 2 に定める登録を受けなければならない。</p> <p>また、農業用水の排水等を利用して発電を行う場合など、水利使用の許可を必要としない場合もある。</p>

6-2 一般海域に工作物等を設置して占用する場合の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	一般海域に工作物等を設置して占用する場合の許可 (長崎県海域管理条例)
許認可等窓口	<p>《許可窓口》</p> <p>管轄地方振興局管理課又は管理・用地課 (長崎管内は長崎港湾漁港事務所港営課。県北管内は県北振興局建設管理課、大瀬戸土木維持管理事務所、田平土木維持管理事務所。)</p> <p>※なお、申請書等の受理は各市町が行う。</p> <p>《本庁所管課》</p> <p>土木部 港湾課 管理班</p>
手続の内容	一般海域(海面で、港湾区域、漁港区域、海岸保全区域以外の区域)において、工作物等を設置し占用する場合には、長崎県知事の許可を受ける必要がある。

6-3 特定港内及び特定港境界付近で工事又は作業する場合の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	特定港内及び特定港境界付近で工事又は作業する場合の許可 (港則法第31条)
許認可等窓口	管轄海上保安部又は海上保安署
手続の内容	<p>特定港(長崎港、佐世保港、厳原港)内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、管轄する港長の許可を受けなければならない。</p> <p>《留意点》 特定港以外の港でも許可が必要となる場合があるため、管轄海上保安部又は海上保安署への確認が必要</p>

6-4 世界遺産への影響の確認

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 (関係法令等名・条項)	世界遺産への影響の確認 (世界遺産条約履行のための作業指針第172項)
許認可等窓口	文化観光国際部 世界遺産課 電話 095-894-3171
手続の内容	<p>世界遺産に影響を与える工事等については、その着手前に世界遺産委員会へ通知し、世界遺産委員会からの指導を受ける必要がある。</p> <p>大まかな手続の流れは次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業者から本県への確認依頼 ②本県から文化庁へ報告 ③遺産影響評価の実施(実施の要否は文化庁へ要協議) ④世界遺産委員会へ通知(通知の要否は文化庁へ要協議) <p>※世界遺産条約履行のための作業指針 第172項 世界遺産委員会は、条約締約国が、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元又は新規工事を、条約の下に保護されている地域において実施する場合若しくは許可しようとする場合は、その旨を事務局を通じて委員会に通知するように要請する。資産の顕著な普遍的価値の十分な保存を担保するための適切な解決策の検討について委員会が支援を行うことが可能となるように、できるだけ早い段階で(例えば、具体的な事業の基本(計画、設計)書を起草する前に)、また、変更不可能な決定を行う前の段階で、通知することが求められる。</p>